

航空連合NEWS

発行：航空連合／発行人：酒井 雄介 〒144-0041東京都大田区羽田空港1-6-5 第5総合ビル5階 TEL (03) 5708-7161 FAX (03) 5708-7163

機内盗撮の防止に向け「撮影罪」の周知徹底を要望！

～無断撮影行為についても、より踏み込んだ対応を～

機内盗撮・カスハラの根絶に向けて 第8弾

5月25日（木）、航空連合政策議員フォーラムメンバーの浜口 誠（はまぐち まこと）議員が、参議院国土交通委員会で、機内盗撮の防止・抑止につながる「撮影罪」制定の必要性や利用客への周知徹底の重要性について、航空連合の認識を踏まえ、国土交通省に強く要望しました。



浜口 誠
フォーラム
メンバー（参）

- ・客室乗務員が安心して働く環境整備を図るうえで、「撮影罪」は極めて重要である。これが成立した場合、盗撮行為の未然防止の観点で、**利用客にはどのように周知**していこうとしているのか。
- ・無断撮影行為は「撮影罪」の罰則対象にはならないが、安全阻害行為にあたるのではないか。関係省庁とも連携し、**より踏み込んだ対応を図るべき**である。

- ・**法案が成立した際は、盗撮行為自体が犯罪になることを、旅客にはきっちりと周知**していきたい。
- ・機内での盗撮行為は、**航空法上の安全阻害行為に該当する場合は現在も禁止**されており、当該行為が発生した際は、機長権限で禁止命令を出すことになっている。警察とも適切に連携している。
- ・**無断撮影行為についても「撮影罪」とあわせて周知**し、未然防止の措置をとっていきたい。



久保田雅晴
国土交通省
航空局長